

仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

1 日時

平成28年6月28日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

3 出席者

(1) 委員

| | | | |
|------|------|-------|-------|
| 加藤道代 | 鎌田隆志 | 佐藤万里子 | 高田修 |
| 高橋春男 | 高橋由紀 | 千葉隆政 | 土佐昭一郎 |
| 中山直子 | 西村睦生 | 松並重雄 | 山田豊美 |
| 渡邊純一 | | | |

(2) 事務局等

大山事務局長 工藤首席家裁調査官 池田首席書記官 大野総括主任家裁調査官
野中総務課長 今野総務課課長補佐 二瓶総務課庶務係長

4 議事

（以下、■は委員長，●は委員，○は説明者の発言）

(1) 委員の紹介

(2) 本日のテーマである、面会交流事件における家庭裁判所の取組（面会交流プログラム）について、家庭裁判所から説明

(3) 意見交換概要

別紙のとおり

(4) 次回テーマ

■：次回テーマにつき、御意見があればいただきたい。

●：（意見なし）

■：次回テーマにつき、希望等があれば、7月27日（水）までに総務課課長補佐宛てお知らせ願いたい。その後、裁判所で検討した上、次回テーマを決定しお知らせする。

●：異議なし。

(5) 次回期日

平成28年11月28日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

1 面会交流プログラムについて

- ： 面会交流プログラムについて御意見をいただきたい。
- ： 離婚の当事者の中には面会交流プログラムの実施に反発を感じるような方もいるのではないかと思うが、その場合はどういう対応をしているのか。
- ： 調査官は、面会交流プログラムの実施に当たり、今後面会交流についての話し合いを進める上で、基本的に押さえておいていただきたいところを説明するという話をするので、プログラムを実施する際にそれほど抵抗する方はいない。
- ： 丁寧に説明して納得を得るようにしているということか。
- ： 面会交流について、調停委員会から概略的な説明をするが、もう少し理解を深めていただきたいというような場合に調査官にプログラムの実施を依頼されるので、その方の気持ちに合わせて話を進め、丁寧に、心情に配慮した形で実施している。
- ： 面会交流プログラムを活用する事案というのは、調停の中で面会交流が争点又は問題になっている事案に限るのか。また、相互に代理人弁護士がついている場合も、このプログラムを活用することがあり得るのか。
- ： 御指摘のとおり、全ての事件について面会交流を実施しているわけではない。例えば、夫婦の問題を話し合っている中で、面会交流が問題となる事案や、既に面会交流が争点となっている事案で、面会交流についての考え方のベースを一緒にしておいた方が良い事案で実施している。
代理人がついている場合には、代理人と相談の上で実施することになる。
- ： 面会交流を制限する事由がないと代理人も考えておられる場合、むしろ面会交流プログラムをやってもらいたいと希望する方もいる。
- ： 面会交流プログラムを実施することが適当な場合、又は適当でない場合というのは、調査官として考えを整理しているのか。
- ： 紛争下にある子どもに与える影響に目が向いていない夫婦や、しばらくの間離れて暮らしていた夫婦の事案で、面会交流が争点となっている場合には、プログラムを実施していくことになる。
- ： 親の方がプログラム実施に納得しても、子どもが面会交流を嫌がっているような場合にはどうしているのか。
- ： 仮に子どもが、離れて暮らしている父母に会いたくないと言っているような場合には、それがどういう意味を持っているのか、会いたくないと言っている子どもの状況をまずはきちんと把握する必要がある。その場合、その点を明らかにするために、裁判官又は調停委員会から調査官に調査命令が発せられることがある。調査官の調査によって、事情を把握した上で、会いたくないと言っている真意を踏まえ、必要であればプログラムを実施するという流れになる。
- ： 面会交流プログラムを実施する効果というのは、より良い調停結果に結びつくということと、その結果が遵守され、安定性が高まるという理解でよろしいか。
- ： 御理解のとおりである。子の利益を優先するという社会の流れの中で、調停に

おいても子どもを置き忘れないようにして話し合いを進めていきたいと考えている。また、実際にその点が理解されていないと、裁判所で取り決めたことがその後なかなか任意に実行できないという場合もあるので、そうならないようにするためにプログラムを実施しているという面もある。

●： 面会交流プログラムは仙台家裁が独自に編み出してやっているもので、他では行われてはいないものということなのか。また、今後、他でも行われて更にレベルアップされるようなものか。

○： このプログラムのベースになるものは、平成18年に最高裁が作成した面会交流に関するDVDで、その中には、面会交流の重要性や、面会交流の在り方に関する解説が収録されている。これを受けて、当庁ではもう少し分かりやすく、ラミネートで作成した説明板を利用して、映像を視聴するだけではなく、会話をしながら進めていくようにアレンジしている。

こういった動きは、東北6県全く同じものではないが、例えば「子どもを考えるプログラム」など、6県とも似たようなものを備えている。全国レベルでも、大阪、京都等ではむしろ積極的にこのようなプログラムを作って実施していると聴いている。

●： 事案に合わせてプログラムの実施の在り方を変えているという話があったが、事案に合わせて話し方を変えていくというのは、技術的にレベルが非常に高いと思った。これを普遍化するというか、職員の誰が実施しても同じ効果が上がるというような仕組みになっているのか。

○： 普遍化というところはかなり難しく、調査官の中にも若手からベテランまでいるので自ずと差は生じるが、そういう中でも面接の技法やプログラムを実施するに当たっての語りかけの在り方等については、できるだけ差がないようにするために、スタンダードなやり方の要領を作るなどしている。また、研修などでスキルアップの努力もしている。

■： 調査官は全体がレベルアップするように、そういうトレーニングを平素からしていて、ロールプレイその他の研修や、上司がOJTで指導をしている。

●： 興味を覚えたのは、近年、面会交流事件がかなりの勢いで増えているということであった。一般的な感覚で結構だが、面会交流事件の申立てから審判・調停を終えるまでに、通常どのくらいの期間がかかるのか。

これに離婚調停が絡んでいたりすると、場合によっては調停で最終的に合意ができるまでに申立てから1年、2年かかるというような場合も少なくないのではないかと思う。その間にも子どもはどんどん年を重ねていくわけで、その調停が係属している間の子どもの面会交流というのはペンディングになっていると思うが、その間、家庭裁判所として事件が係属している間に面会交流に関して配慮していることがあれば教えていただきたい。

○： 調停の期間については、争いが激しい場合には長くかかり、そうでない場合には短く終わるという傾向は見受けられる。離婚でもめているけれども、できるだけ任意に面会交流ができるようにするとか、離婚の合意ができるかできないかを待たず、先んじて面会交流の合意ができれば実施しているというケースもある。

また、子どもの意向は、時間を経て変わる可能性もあるので、必要があれば、調停委員会から調査官に対して現時点での子どもの意向等の調査命令がなされ、子どもの意向を把握した上で面会交流の在り方を考えるというようなケースもある。

- ： 最近多いケースは、離婚を夫婦関係調整調停で争っているが、離婚自体というよりも親権者をどちらにするか、実際にどちらが監護するかで争われるものである。ただ、面会交流についてはやはりやった方がいいということで、親権を争いながらも離婚訴訟とか親権の争いとは別にやりましょうという形でやっている。

また、親権者としてどちらが適格かということ判断するときにも、要するに他方の親に対する寛容的な態度というか、いろいろな人がいてそれを尊重できるというような態度というのはとても大事だと思っているので、面会交流を理解した上でやっていただいていることが多い。

離婚で争っているときに、面会交流の場で相手の欠点を聴き出そうと子どもをスパイのように使われてしまうと、これは本来の面会交流の趣旨には合致しない。その意味でもこの面会交流プログラムを、面会交流は子どもが主人公、中心でやるのだという形で実施するように努めている。なお、子どもの意向等について再調査をするという事案もないわけではないが、実際にはそこまでやらなければいけないケースは余り多くない。

- ： 子どもの方から、どちらの親とも居たくない、暮らしたくないと言われるようなケースはあるか。そしてその時はどう対応するか。どのように子どもに話し、父や母に話をするか。
- ： 思春期の子どもで、親に対して反抗しており、その中に親がもめていることへの怒りを有している子どもは確かにいる。その場合も、まだ自立はできていないので、自立のための手掛かり、つまり、どう考えていったらいいかということを用意調査の中で子どもと話し合うことはある。親はそれを受けて、どのように子どもとコミュニケーションを取っていくかを考えていかないと、問題は解決しないので、調停の中で考えていってもらおうという事例はある。
- ： 子どもは顔の見えない人に相談するのが一番心が晴れるということで、本当はどちらの親とも暮らしたくないけれどもどうしたらいいかとか、祖父母ととても仲良くして祖父母と暮らしたいが、母親が離さないんじゃないかということもあったりするので、そのような相談が子どもからあるのではないかというところを聞いたかった。
- ： 心理的にかなり葛藤がある中、葛藤を押さえた上で子どもの存在を中心に置ける大人、親になってもらいたいというプログラムだと感じた。親と過ごしたくないという子どもにも、このプログラムの中で、親の意識として子どもを中心に置くという風が変わっていくと、その後の関係性が良くなっていくというような手ごたえはあるのか。
- ： 昨年試行として実施した件数は20数件であり、まだそれほど多くない。その中には、実際に当事者の考えが変化していき、夫婦の争いから、子どもの立場に目を向けていくようになって、交流の持ち方について歩み寄りがあったというケ

ースも調停委員会から聴いている。

今年3月に本実施になり、4月、5月で10件弱についてプログラムを実施したので、積極的に活用されるようになってきたと考えている。今後は、実績を蓄積しながら、プログラムの効果等について検証していきたい。

- ： 人が劇的に変わるときというのは大体アンダーグラウンドでいろいろなことが既に起こっているのだから、最後に表面化するところが変化に見える。ただそれは個人差がある。少しずつ少しずつ変わっていくというのがこのプログラムの一番の効果だと考えている。

むしろ劇的に考えが変わるようだったら、私は振り子のようにまた変わるのではないかと用心する。子どもといえども子どもの視点というのがあるということ、子どもの成長のためには父母の葛藤とは別に子どものことを考えなければいけないということをプログラムでは考える。

このプログラムはこうしなさいというように説教するものではなく、どんな経過を辿ってきて、面会交流というのはどのような考えで、どこが不安なのかということ整理していくところが一番大きな目玉である。効果は非常にあり、手ごたえを感じて続けている。

- ： いわゆる心理教育の一環だと感じた。カウンセリングの段階が済んでいないと親によっては心理教育は受けがたい場合もあると思うが、そこまで進んでいる親であれば、変化できる力が持てると思うし、納得して子育てというものに向き合えるようになる。離婚していない親よりも、もっと親として成熟できるんじゃないかなと感じたので、とてもいい取組だと感じた。

- ： 家裁の調停の場面で使っているが、離婚の調停のときに、訴訟ではないけれども、なるべく多くの利益を得ようとか、勝ちとろうというような、自分だけの権利意識で申し立てる方が非常に多い。しかし、調停というのは話し合いで解決する場所なのだということを理解していただく必要がある。自分だけのことが意識にあるかもしれないが、紛争の中には未成年の子どもがおり、その子どもは、別れた後もやはり二人で協力して育ててもらわないことには大変なのだということに気付いてもらうだけでも、その後が違うのではないかと考えている。

訴訟で解決するときも、未成年の子どもがいるときは、調停で父母が納得して将来のことを話し合っていけるような下地を作ることが重要だと思っている。そういう意味で劇的な変化はないけれども、調停で成立する話し合いのベースができるという形が親を教育するプログラムであると考えている。

- ： 争いに巻き込まれている子どもが自分の意見を父にも言えず、母にも言えず、誰が聴いてくれるのかと感じているときに、実際に気持ちを聴く立場にいる人は誰なのか。状況や発達年齢に合わせて子どもの意見を取り上げているということだが、寄り添ってくれていると言える立場の人というのは調停委員なのか。

- ： 基本的には、調査官ということになる。調停の場に子どもがいることはないのだから、両親から語られる子どもの意向や状況を、第三者の立場から確認しようとすると、子の年齢や状況に合わせて調査官が家庭を訪問したり、それ以外の場所を設定したり、裁判所内の児童室等を活用したりして、いろいろなシチュエーション

ンを考えながら、子どもの気持ちを把握するようにしている。把握した結果は、当事者双方と調停委員会に伝えて、それを踏まえて今後の方向性を考えてもらうことになる。

- ： 私が弁護士として実際に扱った事件で、親権が争いになったものがあり、これは両方の親が別々に子どもたちをみているというちょっと変わった事例だったのだが、調査官が双方の親と子どもの意向を調査し、私が言うと上から目線のようになるが、その調査報告書というのが非常に良くできた報告書で、その中に子どもたちの意向も書かれていて、その生の意向と、それを調査官なりに分析した記載もあり、私が見たところ非常に説得力があったので、この事件の解決につながったのではないかと思ったことがある。

先ほど、何人かの委員の方からも発言があったが、非常にレベルの高い作業をやっていることは間違いなく、バラつきがあるという話もあったが、弁護士の立場から見て、概ね非常に当事者に寄り添った形での調査はしていると感じている。

面会交流プログラムは、最近導入されたもののようだが、私は非常に良い取組だと思って聴いていた。ただ、非常に大変でもあるので、広げていくというのはなかなか難しいかもしれないが、今後も進めていただきたい。

「試行的面会交流」とは、どういうものなのか。特に、面会交流プログラムの中における試行的面会交流の位置付けについて御説明いただきたい。

- ： 試行的面会交流というのは、調停の期日と調停の期日の間に任意で面会交流を行っていただく場合、当事者間で取り決めたルール等がきちんと守られないのではないかという心配や不安を当事者が持つことがあるので、言葉のとおり試しで面会交流をやってみようというものである。例えば、1年も2年も会っていない子どもと、しばらくぶりに会うという親もいるので、そういう場合には、調停委員会の判断に基づいて、調査官に依頼があり、年齢によっては裁判所内の児童室を活用して試しに行ってみて、うまくいけば、今後は任意でも実施する方向で働きかけるというものである。今後、面会交流を円満に行っていくための準備として、試しの交流を調査官が関与して実施しているというものである。
- ： 児童室については、以前の家裁委員会で見せていただき、私自身が弁護士として担当した事件でも1回使ったことがある。児童室を利用した弁護士の中には、試行的面会交流そのものが本番の面会交流をする上で、役に立つとか非常に有意義だという認識を持っている者がいる。先ほどの事例の中にあつたとおり、面会交流をやるときに時間を守らないとか、やり方についてルールがはっきりしないがゆえに、それが駄目になってしまうというようなケースがあるので、調停で面会交流を決めた後の初回の面会交流について、児童室を使うことはできないかという話が弁護士の中からは出ているので紹介する。

2 面会交流事件の解決の在り方について

- ： 面会交流事件の解決の在り方について、御意見、御感想をいただきたい。
- ： 面会交流事件の数が増えているということは、それだけ離婚の数も増えているということだと思うが、その要因は経済的な問題やDV等いろいろあると思う。親として精神的に未熟なために離婚となることも多いだろうと思うが、面会交流

プログラムの中で、親への教育やレベルアップというのを取り入れてはどうかと思った。

- ： 親への教育として、取り入れたらいいものについて教えていただきたい。
- ： 離婚の原因はいろいろあると思うが、やはり自分たちの問題だけではなくて我慢というか、精神的に大人になるための方法、精神的な面での親へのアプローチということも良いのではないか。
- ： できるだけそのような方向で考えていきたいが、裁判所の中だけで働きかけるというのには限界があるので、どのようにアレンジしたら良いか考えていきたい。
- ： 聴きながらずっと考えていたのは、離婚というのは、夫と妻という役割の中のトラブルとか紛争になっており、それぞれの立場の弱点を補うために逆に子どもが利用されたり、味方につけようとしたりするようなことも起こってくるのかなと思った。面会交流プログラムがとても大事にしているのは、夫と妻という立場だけで争っている二人に向けて、あなたたちは母親でもあり父親でもあるよねという、親の役割、一人の人にある別の役割にもう一度光を当てて、自分の中で気付いていただく、その親という立場であった時に子どもとどんな関係を取り結んできたのか、これからどうしたいのか、子どもがどんなことを考えているのかというような気付きを与える、視点を与えるプログラムだなと感じた。

夫と妻という立場でぶつかっている限り、なかなかそこを乗り越えられないので、そのために子どもという視点にもう一度下りて、子どもの発達のこととか、これからの子どもがどうなっていくのかをよく考えてもらいたいとか、こういう立場にある子どもはこんな風に考えるものだというように、苛立っている二人に柔らかい親としての部分に訴えていく、そういうプログラムなのだと思う。そのときに第三者がいることも有り難いと思うので、先ほども話があったが、子どもの気持ちを誰が聴いてくれるのかという意味でも第三者がいてほしいと思うし、調停においても大事にしている、間に立つという第三者としてのスタンスで、親という立場を思い出してもらおうということなのだと強く感じた。

- ： 子どもの権利、家族支援と子どもが自立するまでの権利というのを保障するというので、今回、児童福祉法が改正になったので、面会交流は、子どもが自立するまで続けていただきたいと思う。特に思春期から成年になるまでを支援している私たちとしては、16、17、18歳の子どもには、両親の離婚というのはすごく心に響いていると感じている。

例えば、進路をどうしたらいいか相談する相手がいないとか、あるいは受験を経験しているのが母親しかいないということになると、父親の意見を聴きたい等本当に切実な声が出てくるときもあるので、是非面会交流を長期的に継続し、子どもが自立するまで実施していただくようお願いしたい。

- ： 初めて面会交流プログラムを知ったが、面会交流事件が増えている背景として離婚が増えているということなのか。
- ： 離婚自体は統計上ではそれほど増えていないが、その中でも、子どもの問題について争うケースが増えているということである。
- ： おそらくどんどん件数は増えていくので本当に大変な仕事だろうとは思いますが、

続けてもらいたいと思う。

- ： 私は以前小学校、中学校の教員だった。調査官の調査において、個人情報の問題もあるだろうが、もう少し学校側とも強く連携を取ってもらえば、当時、子どもと教師がもう少し密接にやっていたのではないかなと思う。小学校の高学年では、大人に対する抵抗が強い児童の中には、離婚を経験してきたんだなと感じさせる者がいるが、私たちとしては情報も何もなく深く踏み込めない。それから、DVから逃れて絶対に住所を教えないでくださいという申伝えだけがあり、それを私たちも汲み取って隠さなくてはいけないということだけでいっぱいになってしまったこともある。

両親に対する冷ややかな考えというのものもあるし、とにかく学校に不適應となってしまうというのも困ったので、これからは学校側とも、もう少し密に連携を取ってやっていただけたら良いのではないかな。

- ： 少年事件の関係でもあるが、学校側との連携については、家裁の手續が非公開であるため、自ずと限界もある。当事者等の了解が得られるようなケースであれば、学校側とも密に連携を取って、子どもにとって一番良い解決方法を考えていくということは、家裁も考えている。
- ： 面会交流プログラムが子どもの成長にとって非常に大切なのだというのは分かったし、調査官の仕事も重要だと感じた。面会交流を実施した後に、子どもを育てている方の親の両親が、相手の配偶者のことを良く言わなくて、とても子どもが悩んでいるというのをシングルマザーの方から聞いたことがある。要するに、祖父母は離婚した当事者の親に当たるので、相手のことを良く言わないのだと思うが、そこで、調査官の介入というと、今日の話だと離婚した父と母の話題が主流であったが、どのあたりまで介入されるのか。
- ： 祖父母は当事者にならない。祖父母の援助を受けて生活し、子どもを監護しているという場合には、祖父母から話を伺うということもあるが、面会交流プログラムのように親教育的な部分で祖父母を対象にするのはなかなか難しいところがある。ただし、当事者に相手の悪口を言うというのは子どもにも良くないことを伝えて理解していただき、そのことを祖父母にもよく話してくださいと伝えることはできる。
- ： 親がまず、自分の子どものために何が大事かという視点を持って、祖父母との関係を調整してもらうように働きかけることになる。
- ： 家庭裁判所の手續を経る家庭ばかりを見てフォーカスしてしまいがちではないかと思うが、世の中全体としてみると、単身赴任で親と離れて暮らしている子どももたくさんいる。でも、そういう子どもでもちゃんと健全に育って成人になっていくわけで、子どもと親が会えないということよりも、むしろ親同士の間には確執があるということの方が物事の本質なのではないかと思う。

そのように考えると、子どもと親を会わせることだけが自己目的化して、親同士の間にある確執や精神的に不安定な状態をどう安定させていくかというところがおろそかになるとやっぱりうまくいかないのではないかな。

そのような意味で見ると、最近の子どもは、ソーシャル・ネットワーキング・

サービス（SNS）のツールを利用して、友達同士もネットの世界でつながっている。そうすると、会って顔を合わせて話をすることだけでなく、今後のことを考えると、いつでも別れた父や母とSNSでやりとりをして交流ができるんだよというように、会って顔を合わせるだけが面会交流ではないのではないか。

世の中全体でみた場合、今後も子どもと交流がうまくできる家庭というのは協議離婚で離婚が成立するのだと思う。当事者同士で争って、どうしても話が見つからないので家庭裁判所に調停申立てをしていると思う。その親同士というのは、母集団から見ればこじれにこじれているので、その親同士で離婚は離婚、だけど子育ては協力してやってというのはかなり無理があるのではないか。

今まで、父親、母親、子どもがいるという三角関係を、親と子、父と子、母と子という子どもを中心に移行させていくのか、あるいは子どもはいろいろな大人との関わりで成長していると思うので、どういう形が子どもの成長にとってふさわしいのか、祖父母等の親族も加えた中でどういった形が一番望ましいのか、昔に比べれば共働きの家庭もたくさんあり、子どもは母親と一緒にいるのが幸せであるというような固定観念にとらわれることなく、共働きで父親も母親も働いて、夫婦の在り方、家族の在り方もどんどん変わっていく中で、父親母親子どもの三角関係にあまり固執しすぎるのも良くないのではないか。様々な家族の在り方を踏まえて、面会交流の在り方やプログラムの内容を検討していただければもっと良いものになっていくのではないか。

- ： 今の話にも出たが、家族の在り方が変わっていく中で子どもの居場所が余りないので、その居場所を地域の中に大人が作ってあげられたら良いのではないかと思う。思春期の子どもたちというのは子ども同士でつるむというのがよくあるが、素直な気持ちとか、ただ隣にいて聴いてあげるといっても大事だと思うので、そういう場所がまだまだ少ないのではないかと思う。「のびすく」等の第三者機関を活用してみるのはいかがでしょうか。
- ： 子どもの権利を守るためのプログラムだと思うので、子どもが親と会いたいという気持ち、祖父母と会いたいという気持ち、その関係性は大人が押し付けるものではなく、子どもの声から出てきたものを酌み上げることから始めなければいけない。SNSによるやりとりができるような関係性を作るためのこのプログラムだと思うので、関係性のないままでそのようなやりとりに入ってしまうのはとても危険だと思う。

これから家族関係はいろいろ変わっていく可能性はあるが、今の日本では、世代間境界というのが社会的な構造の中にまだ根強くあるので、そこを外して大人の立場で関係性を考えるような押し付けはよくない。

- ： 家庭裁判所には葛藤の強い事件が多々ある。子どもを真ん中に置いて父母が協力するのはあくまで理想形で、それに近づいてほしいという願いはあるが、難しい場合にパラレルペアレンティングという言葉がある。それぞれが子どもをみる、間に子どもというよりは、それぞれが子どもと関わるという考え方で、ケースに応じた解決のヒントをプログラムの後半に混ぜている。